

事務連絡
令和元年6月14日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律による旅館業法の改正について

生活衛生関係営業への取組につきましては、平素より、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年6月7日、第198回国会で、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）が成立し、本日付で公布されました（別添官報参照）。

整備法においては、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第2項第1号について「成年被後見人又は被保佐人」を「心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」と改正（整備法第77条）し、公布日から6月後に施行する（整備法附則第1条第2号）こととしておりますので、旅館業の営業の許可に当たって、御留意いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、「心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」の具体的内容については、現在調整中ですので、施行日までに追ってお知らせいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年六月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十七号

目次

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

第一章 内閣官房関係 (第一条・第二条)

第二章 内閣府関係等

第一節 本府関係等 (第三条―第八条)

第二節 国家公安委員会関係 (第九条―第十六条)

第三節 個人情報保護委員会関係 (第十七条・第十八条)

第四節 金融庁関係 (第十九条―第三十九条)

第五節 消費者庁関係 (第四十条)

第三章 総務省関係 (第四十一条―第四十九条)

第四章 法務省関係 (第五十条―第五十九条)

第五章 財務省関係 (第六十条―第六十六条)

第六章 文部科学省関係 (第六十七条―第七十三条)

第七章 厚生労働省関係 (第七十四条―第七十七条)

第三十三条第五項中「第四号から第七号まで」を「第五号から第八号まで」に改める。
 第三十三条の三第二項の表第三十二條の九第一項の項中「第三十二條第四号から第七号まで」を「第三十二條第五号から第八号まで」に改める。
 (児童福祉法の一部改正)

第七十五条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
 第十八条の五第一号を次のように改める。
 一 心身の故障により保育士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三十四条の二十第一項中「同居人にあつては、第一号を除く。」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「同居人にあつては、同項第一号を除く。」を削る。
 (大麻取締法の一部改正)

第七十六条 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「禁錮」を「禁固」に改め、同項第三号中「成年被後見人、被保佐人又は」を削り、同項に次の一号を加える。
 四 心身の故障により大麻取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(旅館業法の一部改正)

第七十七条 旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号を次のように改める。
 一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(消費生活協同組合法の一部改正)

第七十八条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第一項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

第二十九条の三第一項第四号中「禁錮」を「禁固」に改める。

(医師法の一部改正)

第七十九条 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「成年被後見人又は被保佐人」を削る。

第五条中「又は第二項」を削る。

第七条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「前項」を「同項」に、「とき」を「とき」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「なすに当つて」を「するに当たつて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項第一号中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十項又は第十三項前段」を「第十項又は第十二項前段」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第五項又は第十一項」を「第四項又は

第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第五項」を「第四項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十三項前段」を「第十二項前段」に改め、同項を同条第十七項とする。
 第七条の二第一項中「前条第二項第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第五項中「前条第十一項から第十八項まで(第十三項)」を「前条第十項から第十七項まで(第十二項)」に改める。

第七条の三第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。
 第八条中「政令で」の下に、「第七条第一項の処分」を加える。
 第二十条の三中「第七条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項」を「第七条第四項及び第八項前段、同条第十項及び第十一項」に、「第七条第六項」を「第七条第五項」に、「第七条第九項後段」を「第七条第八項後段」に改める。

第三十二条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。
 (歯科医師法の一部改正)

第八十条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「成年被後見人又は被保佐人」を削る。
 第五条中「又は第二項」を削る。

第七条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「前項」を「同項」に、「とき」を「とき」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「なすに当つて」を「するに当たつて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項第一号中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十項又は第十三項前段」を「第十項又は第十二項前段」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第五項又は第十一項」を「第四項又は第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第五項」を「第四項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十三項前段」を「第十二項前段」に改め、同項を同条第十七項とする。

第七条の二第一項中「前条第二項第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第五項中「前条第十一項から第十八項まで(第十三項)」を「前条第十項から第十七項まで(第十二項)」に改める。

第七条の三第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第八条中「政令で」の下に、「第七条第一項の処分」を加える。

第二十八条の三中「第七条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項」を「第七条第四項及び第八項前段、同条第十項及び第十一項」に、「第七条第六項」を「第七条第五項」に、「第七条第九項後段」を「第七条第八項後段」に改める。

第三十条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第三十四条第二項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「取消」を「取消し」に改める。

(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部改正)
第百七十二条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号、第五十一条第二号イ及び第六十四条第二号イ中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの」に改める。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)
第百七十三条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。
(引取業者に關し行つた行為の取消しの制限)
第十条の二 引取業者(個人に限り、未成年者を除く)が当該事業に關し行つた行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

第十一条中「前条」を「第十条」に改める。
第四十五条第一項第一号を次のように改める。
一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十六条第一項第一号を次のように改める。
一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六十二条第一項第二号イを次のように改める。
イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十二章 防衛省関係
(自衛隊法の一部改正)
第百七十四条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「又は」を「又はその」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「前項各号の一」を「前項第一号又は第三号」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第二百二条、第七百七条(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る)、第一百十一条、第四百三十三條、第四百十九條、第五百二十二條、第五百五十四條(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第六百六十八條並びに附則第三条及び第六條の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四條、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條から第六十九條まで、第七十五條(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く)、

第七十六条、第七十七條、第七十九條、第八十條、第八十二條、第八十四條、第八十七條、第八十八條、第九十條(職業能力開発促進法第三十條の十九第二項第一号の改正規定を除く)、第九十五條、第九十六條、第九十八條から第百條まで、第百四條、第百八條、第百九條、第百十二條、第百十三條、第百十五條、第百十六條、第百十九條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十三條、第百三十三條、第百三十五條、第百三十八條、第百三十九條、第百六十一條から第百六十三條まで、第百六十六條、第百六十九條、第百七十條、第百七十二條(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九條第一項第一号の改正規定に限る)並びに第百七十三條並びに附則第十六條、第十七條、第二十條、第二十一條及び第二十三條から第二十九條までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第百四十五條(建築基準法第七十七條の十九第七号及び第七十七條の三十五の三第七号の改正規定並びに同法第七十七條の五十九の改正規定(同法第六号中「第七條第五号」を「第七條第四号」に改める部分に限る)及び第百四十六條(建築士法第十條の二十三、第十條の三十六第一項、第二十二條の三第二項、第二十六條の五第二項及び第三十八條第五号の改正規定を除く)の規定 令和元年十二月一日

四 第百七十一條の規定 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十一号)の施行の日又はこの法律の公布の日いずれか遅い日(行政庁の行為等に関する経過措置)
第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定、以下この条及び次条において同じ)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づき命令の規定(欠格事項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第四条 この法律の施行の一部改正に伴う経過措置に関する刑事裁判に關する法律(平成十六年法律第六十三号)第二十六條第三項の規定により呼び出すべき裁判員候補者が選定された事件に係る同法第二章及び第五章第二節の規定の適用については、第一條の規定による改正後の国家公務員法第三十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 施行日前に第五條の規定による改正前の国家戦略特別区域法第十九條の二第一項に規定する特定退職(施行日前に第一條の規定による改正前の国家公務員法(以下この条及び附則第十條において「旧国家公務員法」という)第三十八條第一号に該当して旧国家公務員法第七十六條の規定により失職した場合に限る)をした者に係る国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二條の四の規定による退職手当に係る同法第七條第一項の規定による在職期間の計算については、第五條の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十九條の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(信託法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という)前にされた信託については、第一号施行日以後にその効力を生ずるものであつても、第五十九條の規定による改正後の信託法第七條、第五十六條第一項(同法第二百二十八條第一項、第三百三十四條第一項及び第四百十一條第一項において準用する場合を含む)及び第百二十四條(同法第三百三十七條及び第百四十四條において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例による。